

## 求人票

募 集 職 種	虐待対応協力員
業 務 内 容	児童相談所長の監督のもと、児童虐待に関する補助的業務
要 件	社会福祉士、公認心理師、臨床心理士いずれかの資格または、電話相談の経験があれば尚可
勤 務 期 間	令和元年12月1日～令和2年3月31日
勤 務 場 所	千葉市児童相談所（千葉市美浜区高浜3-2-3）
勤 務 日	原則として月曜日から金曜日
勤 務 時 間	原則として午後10時00分 から 午後17時00分 まで （内休憩時間1時間）
休 暇	千葉市非常勤嘱託職員身分等取扱要綱第12条の規定による。
報酬額とその計算方法	月 額 220,200円 交通費 定期券、回数券等により、実費相当額を支給する。 ※割増報酬は、千葉市非常勤嘱託職員身分等取扱要綱第7条第3項及び第5項の規定による。
報酬の支給方法	銀行口座への振込みによる。
退 職 手 当	支給しない。
応 募 方 法	下記連絡先まで電話にてご連絡ください。
連 絡 先	〒261-0003 千葉市美浜区高浜3-2-3 千葉市児童相談所 担当 間野（まの）